

市 川 市 電 気 設 備 工 事

共 通 仕 様 書 の 細 則

令 和 8 年 版

市 川 市

(令和8年4月改訂)

第1節 法令の遵守

1.1 法令及び指導要綱等の遵守

工事施工にあたっては下記の法令及び本市指導要綱等を遵守し、工事の円滑な進捗を図ること。

- | | |
|-------------------------------------|---------------------------------------|
| (A) 建築基準法 | (B) 建築基準法施行条例 |
| (C) 建設業法 | (D) 水道法 |
| (E) 下水道法 | (F) 道路交通法 |
| (G) 消防法 | (H) 電気事業法 |
| (I) ガス事業法 | (J) 振動規制法 |
| (K) 騒音規制法 | (L) 水質汚濁防止法 |
| (M) 大気汚染防止法 | (N) 労働基準法 |
| (O) 労働安全衛生法 | (P) 労働者災害補償保健法 |
| (Q) 中小企業退職金共済法 | (R) 文化財保護法 |
| (S) 千葉県水道事業給水条例 | (T) 千葉県公害防止条例 |
| (U) 市川市公害防止条例 | (V) 市川市下水道条例 |
| (W) 市川市建設工事指導要綱 | (X) 千葉県土砂等埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例 |
| (Y) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法） | |
| (Z) その他関係法令 | |

1.2 公共事業に関する遵守事項

公共事業の受注者は公共事業処理要綱、職業安定法、緊急失業対策法その他諸法令及び労働関係諸規定を遵守すること。

なお、この場合の費用は、受注者の負担とする。

第2節 工事関係図書

2.1 実施工程表

- (a) 工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。
- (b) 契約書の規定に基づく条件変更等により、実施工程表を変更する必要がある場合は、施工等に支障がないよう、実施工程表を遅滞なく変更し、当該部分の施工に先立ち、監督職員の承諾を受ける。
- (c) (b) によるほか、実施工程表の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないように適切な措置を講ずる。
- (d) 監督職員の指示を受けた場合は、実施工程表の補足として、週間工程表、月間工程表、工種別工程表等を作成し、監督職員に提出する。
- (e) 概成工期が特記された場合は、実施工程表にこれを明記する。

2.2 施工計画書

- (a) 工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督職員に提出する。
- (b) 品質計画、一工程の施工の確認及び施工の具体的な計画を定めた工種別の施工計画書を当該工事の施工に先立ち作成し、監督職員に提出する。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- (c) (b) の施工計画書のうち、品質計画に係る部分については、監督職員の承諾を受ける。
- (d) 施工計画書の内容を変更する必要がある場合には、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないように適切な措置を講ずる。

2.3 施工図等

- (a) 施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督職員の承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合には、この限りでない。

- (b) 施工図等の作成に際し、別契約の施工上密接に関連する工事との納まり等について、当該工事関係者と調整のうえ、十分検討する。
- (c) 施工図等の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。

2.4 工事の記録

- (a) 監督職員と協議した結果について記録を整備する。
- (b) 工事の全般的な経過を記載した書面を作成する。
- (c) 工事の施工に際し試験を行った場合は、直ちに記録を作成する。
- (d) 次のいずれかに該当する場合は、施工の記録、工事写真、見本等を整備する。
 - (1) 工事の施工によって隠ぺいされる等、後日の目視による検査が不可能又は容易でない部分の施工を行う場合
 - (2) 一工程の施工を完了した場合
 - (3) 施工の適切なことを証明する必要があるとして監督職員の指示を受けた場合
 - (4) 設計図書に定められた施工の確認を行った場合
- (e) (a) から (d) の記録について、監督職員より請求されたときは、提出又は提示する。
- (f) 工事記録写真については、「別表 1 (市川市電気設備工事記録写真作成要領)」による。

2.5 提出書類及び図書類

本工事で提出する書類等は、「別表 2 (提出書類及び図書類)」による。

第 3 節 工事現場管理

3.1 施工管理

- (a) 設計図書に適合する工事目的物を完成させるために、施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行う。
- (b) 工事の施工に携わる下請負人に、工事関係図書及び監督職員の指示を受けた内容を周知徹底する。

3.2 電気保安技術者

- (a) 電気工作物に係る工事においては、電気保安技術者をおくものとする。
- (b) 電気保安技術者は、次による者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督職員の承諾を受ける。
 - (1) 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
 - (2) 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とする。
- (c) 電気保安技術者は、監督職員の指示に従い、電気工作物の保安業務を行う。

3.3 施工条件

- (a) 施工時間は、次による。
 - (1) 行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）に定める行政機関の休日に工事の施工を行わない。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
 - (2) 設計図書に施工時間が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。
 - (3) 設計図書に施工時間が定められていない場合で、夜間に工事の施工を行う場合は、あらかじめ理由を付した書面を監督職員に提出し、承諾を受ける。
- (b) (a) 以外の施工条件は、特記による。

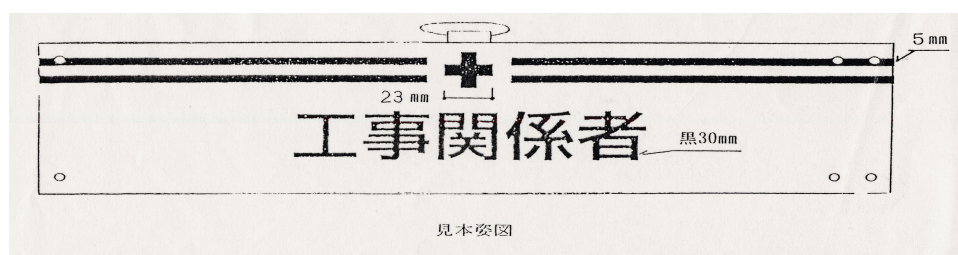
3.4 品質管理

- (a) 2.2「施工計画書」(b)による品質計画に基づき、適切な時期に、必要な管理を行う。
- (b) 必要に応じて、監督職員の検査を受ける。
- (c) 品質管理の結果、疑義が生じた場合は、監督職員と協議する。

3.5 施工中の安全確保

- (a) 建築基準法（昭和25年法律第201号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令等に定めるところによるほか、「建設工事公衆災害防止対策要綱 建築工事編」（平成5年1月12日付け 建設省経建発第1号）に従うとともに、「建築工事安全施工技術指針」（平成7年5月25日付け 建設省営監発第13号）を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。
- (b) 同一場所で別契約の関連工事が行われる場合で、監督職員により労働安全衛生法に基づく指名を受けたときは、同法に基づく必要な措置を講ずる。
- (c) 気象予報又は警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努める。
- (d) 工事の施工に当たっては、工事個所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等に対して、支障をきたさないような施工方法等を定める。ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議する。
- (e) 火気の使用や溶接作業等を行う場合は、火気の取扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防災シート等を設けるなど、火災の防止措置を講ずる。
- (f) 工事の施工に当たっての近隣等との折衝は、次による。また、その経過について記録し、遅滞なく監督職員に報告する。
 - (1) 地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめ、その概要を監督職員に報告する。
 - (2) 工事に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合は、直ちに誠意をもって対応する。
- (g) 現場に出入りする工事従事者すべてに下記の腕章を着装させ、安全管理の徹底を図る。

- ①大きさ 縦 9cm×横39cm ビニール製 （つくし工房ヘリア腕章程度）
- ②記載内容 下図参照 安全マーク：緑色 7mm，線：緑色 5mm，文字：黒30mm（ピン、ハメ、ひも付）
- ③工種別色分け
 - ・ 建築、土木：ピンク
 - ・ 空調：アイボリー
 - ・ 給排水：ブルー
 - ・ 電気：イエロー
 - ・ その他：オレンジ



3.6 交通安全管理

機材、土砂等の搬送計画及び通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について関係機関と十分打合せのうえ、交通安全管理を行う。

3.7 災害時の安全確保

災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を監督職員に報告する。

3.8 施工中の環境保全等

- (a) 建築基準法、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）、環境基本法（平成5年法律第91号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）その他関係法令等に定めるところによるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」（平成5年1月12日付け 建設省経建発第3号）に従い、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉じん、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように、周辺環境の保全に努める。
- (b) 塗料その他の化学製品の取り扱いに当たっては、当該製品の製造者が作成したJIS Z 7253「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS）」による安全データシート（SDS）を常備し、記載内容の周知徹底を図り、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努める。
- (c) 建設事業及び建設業のイメージアップのために、作業環境の改善、作業現場の美化等に努める。

3.9 養生

既存施設部分、工事目的物の施工済み部分等について、汚染又は損傷しないよう適切な養生を行う。

3.10 後片付け

工事の完成に際しては、当該工事に関する部分の後片付け及び清掃を行う。

第4節 機器及び材料

4.1 環境への配慮

- (a) 工事に使用する機器及び材料（以下「機材」という。）は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に定めるところにより、環境負荷を低減できる機材を選択するよう努める。
- (b) 使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮する。
- (c) 工事に使用する機材は、アスベストを含有しないものとする。

4.2 機材の品質等

- (a) 工事に使用する機材は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する機材は、新品でなくてもよい。
- (b) 使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料（試験成績書等）を、監督職員に提出する。ただし、設計図書においてJISによると指定された機材でJISマーク表示のある機材を使用する場合及びあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、資料の提出を省略することができる。
- (c) 調合を要する材料については、調合に先立ち、調合表等を監督職員に提出する。
- (d) 機材の色等については、監督職員の指示を受ける。
- (e) 設計図書に定められた規格等が改正された場合は、共通仕様書第9条（疑義に対する協議等）による。

4.3 機材の搬入

機材の搬入ごとに、監督職員に報告する。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

4.4 機材の検査等

- (a) 現場に搬入した機材は、種別ごとに監督職員の検査を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- (b) (a) による検査の結果、合格した機材と同じ種別の機材は、以後、原則として抽出検査とする。ただし、監督職員の指示を受けた場合は、この限りでない。
- (c) 現場に搬入した機材のうち、変質等により工事に使用することが適切でないと監督職員の指示を受けたものは、直ちに工事現場外に搬出する。

4.5 機材の検査に伴う試験

- (a) 試験は、次の場合に行う。
 - (1) 設計図書に定められた場合
 - (2) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合
- (b) 試験方法は、J I S、J E C（電気学会電気規格調査会標準規格）、J E M（日本電機工業会標準規格）等に定めのある場合は、これによる。
- (c) 試験が完了したときは、その試験成績書を監督職員に提出する。

4.6 機材の保管

搬入した機材は、工事に使用するまで変質等がないように保管する。

第5節 施 工

5.1 施 工

施工は、設計図書、実施工程表、施工計画書、施工図等に従って行う。

5.2 定例打合せ会議

- (a) 工事の円滑な進行を図るため、監督職員の指示により工事期間中、定期的（毎週1回）に各関連工事業者の現場代理人と打ち合わせを行うものとする。
- (b) 受注者は打ち合わせ時、事前に作成した週間工程表及び月間工程表（月1回）を提出する。
- (c) 各受注者は打ち合わせ時に、決定した事項を遵守し、工事の円滑化を図るものとする。
- (d) ただし、監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

5.3 一工程の施工の確認及び報告

一工程の施工を完了したとき又は工程の途中において監督職員の指示を受けた場合は、その施工が設計図書に適合することを確認し、適時、監督職員に報告する。
なお、確認及び報告は、監督職員の承諾を受けた者が行う。

5.4 施工の検査等

- (a) 設計図書に定められた場合、5.3「一工程の施工の確認及び報告」により報告した場合及び監督職員より指示された工程に達した場合は、監督職員の検査を受ける。
- (b) (a) による検査の結果、合格した工程と同じ機材及び工法により施工した部分は、以後、原則として抽出検査とする。ただし、監督職員の指示を受けた場合は、この限りでない。
- (c) 見本施工の実施が特記された場合は、仕上り程度等の判断のできる見本施工を行い、監督職員の承諾を受ける。

5.5 施工の検査に伴う試験

- (a) 試験は、次の場合に行う。
 - (1) 設計図書に定められた場合
 - (2) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合
- (b) 試験が完了したときは、その試験成績書を監督職員に提出する。

5.6 施工の立会い等

- (a) 設計図書に定められている場合及び監督職員の指示を受けた場合の施工は、監督職員の立会いを受ける。この際、適切な時期に監督職員に対して立会いの請求を行うものとし、立会いの日時について監督職員の指示を受ける。
- (b) 監督職員の立会いに必要な資機材、労務等を提供する。
- (c) 消防検査を伴わない軽微な変更の場合は、設置届等の届け出をする前に監督職員の立会による確認を要請、実施すること。
- (d) 自家用電気工作物における停電作業には、保安管理業務委託（別途契約）による保安管理者の立会いを要請すること。

5.7 工法等の提案

設計図書に定められた工法等以外で、所要の品質及び性能の確保が可能な工法並びに環境の保全に有効な工法等の提案がある場合は、監督職員と協議する。

5.8 化学物質の濃度測定

- (a) 建築物の室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定の実施は、特記による。
- (b) 測定対象化学物質、測定方法、測定対象室及び測定箇所数は、特記による。
- (c) 測定を実施した場合は、測定結果をまとめて監督職員に提出する。

5.9 建設発生残土の処分について

発生残土の処理については、監督職員と協議した後、その処分に当たること。

第6節 工事検査及び技術検査

6.1 工事検査

- (a) 契約書に規定する工事を完成したときの通知は、次の（１）から（３）までに示す要件のすべてを満たす場合に、監督職員に提出することができる。
 - （１）設計図書に示すすべての工事が完了していること
 - （２）監督職員の指示を受けた事項がすべて完了していること
 - （３）設計図書に定められた工事関係図書の整備がすべて完了していること
- (b) 契約書に規定する部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督職員の指示を受けるものとし、当該請求部分に係る工事について、（a）（２）及び（３）の要件を満たすものとする。
- (c) 契約書に規定する指定部分に係る工事完成の通知を監督職員に提出する場合は、指定部分に係る工事について、（a）（１）から（３）の要件を満たすものとする。
- (d) （a）から（c）までの通知又は請求に基づく検査は、発注者から通知された検査日に受ける。
- (e) 工事検査に必要な資機材、労務等を提供する。

6.2 技術検査

- (a) 技術検査は、次の時期に行う。
 - （１）6.1「工事検査」（a）から（c）までに示す工事検査時
 - （２）工事施工途中における技術検査(中間技術検査)の実施回数及び実施する段階が特記された場合
なお、検査日は、受注者等の意見を聴いて、発注者が定める。
 - （３）施工途中における事故等により発注者が特に必要と認めた場合
なお、検査日は、発注者が定める。
- (b) 技術検査は、通知された検査日に受ける。
- (c) 技術検査に必要な資機材、労務等を提供する。

第7節 完成図等

7.1 完成図書

- (a) 工事が完成（指定部分に係る工事完成時を除く。）したときは、監督職員の指示により、工事関係図書を基に、以下の完成図書及び保全に関する資料等を作成し、監督職員に提出する。

- (1) 金文字入り黒表紙完成図書 (A4版) 1部
- (2) 観音開き黒文字入り表紙付完成図 (原寸版) 1部
- (3) 工事写真 1部
- (4) 官公署届出書類 (原本) (工事内容による)
- (5) 保全に関する資料 原則1部
- (6) 完成図書データ格納CD-R (DVD-R) 1枚

- (b) 完成図書は、構成・製本については別表3（完成図書の提出について）によるものとし、内容は同別表の他、別表2（提出書類及び図書類）、別表7（工事関係書類用データ CD格納時基本フォルダ構成）を基に監督職員の指示により整備する。

- (c) 完成図は、次のものとし、製本については別表3（完成図書の提出について）による。ただし、受変電設備、自家発電設備、構内交換設備等については、監督職員の承諾を受けた製作図をもって、完成図に代えることができる。なお、製作図の場合は原図の提出は不要とする。

(1) 図面の種別

- (イ) 各階の電灯、動力、電熱、雷保護、構内情報通信網、構内交換、情報表示、映像・音響、拡声、誘導支援、テレビ共同受信、監視カメラ、駐車場管制、防犯・入退出管理、自動火災報知、中央監視制御等の配線図及び文字・図示記号
- (ロ) 分電盤、動力制御盤、実験盤、配電盤等の単線接続図
- (ハ) 各種系統図
- (ニ) 電気室の平面図、機器配置図
- (ホ) 各種構内線路図
- (ヘ) 主要機器一覧表（名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等）

(2) 様式

原図は、記載する寸法、縮尺、文字・図示記号等は設計図書に準ずる。

(3) 記載上の注意

工事完成時における設備の現状を明確に記載する。

- (d) 保全に関する資料等は、次による。なお受注者等は、提出時に監督職員に内容の説明を行う。

- (1) 機器取り扱い保守に関する説明書
- (2) 機器性能試験成績書、総合試験成績書
- (3) 主要機器製造者一覧
- (4) 官公署届出書類

- (e) 完成図書のうち、次のものはCD-R (DVD-R)にデータを取り込んで提出すること。

○完成図及び施工図CADデータ

- ・図脳Rapid/Pro Ver13以降 (.zsd)
- ・AutoCAD R14以降 (.dwg)
- ・JW-CAD Win版 (.jww) とし、PDF形式で出力したデータも提出する。

○工事完成写真（施工写真）データ

○その他、監督職員の指示によるもの。

なお、データ格納フォルダ構成については、別表7による。

- (f) 完成図書等は、420mm（幅）×325mm（奥行）×270mm（高さ）程度の箱に収めて提出すること。箱の材質等の詳細は、監督職員の指示により決定すること。

第8節 その他

8.1 回路種別の表示等

ハンドホール、パイプシャフト内の配線に、配線サイズ・敷設年度・行先などを表示したケーブル行先表示板を設ける。

表示板等の規格・表示は、別表4を参照とする。

8.2 盤内銘板等

動力制御盤、電灯分電盤、開閉器盤、端子盤類の扉裏面には、別表5の銘板を設置する。

8.3 図面の照明器具記号等

図面に示す照明器具記号等は、別表6を参照とする。

8.4 下請業者選定通知書等

市川市建設工事指導要綱による。

8.5 提出書類及び図書

本工事の施工に伴う提出書類及び図書は、別表2に定めるとおりとする。

8.6 改修工事における施工前測定等について

改修工事の場合、工事対象設備について施工前に試験測定、動作確認等を行うものとする。不良が発見された場合、直ちに監督職員に報告し対応を協議すること。なお、試験箇所、内容等の詳細については、監督職員の指示による。

8.7 廃蛍光管の処理について

撤去した蛍光管・ランプ等は廃蛍光管として分別の上、リサイクル処理とする。

8.8 改修工事における環境配慮型電線類（エコ電線・エコケーブル）の使用について

改修工事において、機器等端子台以外で既設配線と接続を行う場合、将来の改修等にて混乱・誤認を招くと思われる箇所については、協議により従来型の電線・ケーブルを使用することとする。

市川市電気設備工事記録写真作成要領

1. 目 的

- 1) 設計図、仕様書に準拠して、工事記録写真の撮影並びに保管が円滑に取り扱われることを目的とする。
- 2) 工事について疑義が生じた場合の判断の資料とする。

2. 記録写真の分類

- 1) 工事記録写真は着工前、施工途中及び完成の写真を用いる。

3. 工事記録写真撮影要領

- 1) 準拠要領
 - ① 撮影要領については、本作成要領及びこれを補完するものとして、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領（平成28年版）」に準拠するものとする。
- 2) 撮影者
 - ① 写真の撮影については、十分な経験を有するものとし、選定にさいしては事前に監督員と協議する。
- 3) 撮影箇所
 - ① 記録写真は、工事の不可視部分及び施工の状況を撮影するものとし、次の表を標準とする。なお、写真は施工が適切な状況であることを証明できるものでなければならない。

工 種	撮影対象	撮影方法および注意	撮影枚数
配管工事	いんぺい埋込配管	コンクリート埋込部分及び天井裏のいんぺい配管の状況を示す	フローアーごと 適宜
	埋込配管	配管の位置ボックス及びボンディングの状況を示す	〃
	露出配管	メタルラス張り、金属板張り等と金属配管、ボックス等との絶縁の状況を示す	〃
	プルボックス、照明器具、天井扇、分電盤、端子盤制御盤等の取付	埋込、いんぺい部分のボンディング、配管の状況（況）を示す	〃
接地工事	A種(第1種)、B種(第2種)、D種(第3種)及びC種(特別第3種)	接地極の寸法、埋設状況及び極板と導線の接地の状況を示す	箇所ごとに 適宜
架空配線工事	電柱、根かせの取付	根入れ及び埋設状況を示す	箇所ごとに 適宜
地中配線工事	地中埋設管路	管路の寸法、埋設状況示す	箇所ごとに
	マンホール口	〃	〃
	ケーブルの端末及び接続処理	水切り、接続及びしゃへいテープの切り取り部分などを示す	〃
避雷針工事	避雷針取付	突針部の取付状況避雷導体と鉄骨等との接続箇所の状況を示す	箇所ごとに 適宜
受変電、自家発電設備	機器取付及び外部よりの引込口	機器据付状況、管路寸法及び引込口の状況を示す	箇所ごとに 適宜
試験	絶縁、耐圧	試験の状況を示す	適宜

② 設計変更部分の撮影については、監督職員の指示によるものとする。

4) 撮影方法

① 記録写真には、工事名、工事種別及び撮影対象の位置又は測点、設計及び実測寸法等を記入した小黒板を入れる。（略図で示してもよい。）

② 撮影対象には、必要に応じ基準線及び主要寸法、高さ、幅、厚み、径、間隔等が読み取れるよう十分考慮して撮影する。また、材質の確認としてラベル、J I Sマーク等を把えて撮影する。

③ 塀、家屋等に接近して深い掘削を行う場合、鋼矢板、基礎杭の打込み等の振動で近接家屋等に影響があると推定される場合、その他水替え等による沈下の恐れがある場合には、着工前に現況を調査の上、撮影しておく。

4. 写真の大きさと種類

1) 原則として手札版とする。また現像については、カラー・プリントとする。
○デジタルカメラによる撮影は、解像度1,280×960以上とする。

5. 編集

1) アルバム表紙には、工事名称、工期及び受注者名を記入する。なお、写真に必要な説明を付記する。

6. 提出

1) 受注者は、記録写真をその都度作成し、現場事務所に常備する。

2) 受注者は、工事の完成及び出来形検査以前に記録写真を編集し、速やかに監督職員に提出する。

別 表 2

提 出 書 類 及 び 図 書 類

No.	提 出 書 類	部数	提 出 時 期	備 考
1	実 施 工 程 表	2	契約後 14日以内	ネットワーク工程表
2	主任技術者等選任届	1	契約後 7日以内	工事経歴書
3	下 請 業 者 選 定 届	2	契約後20日以内	変更の場合、その都度提出
4	施 工 図 、 製 作 図	2	実 施15日前	各工事毎
5	施 工 計 画 書	2	実 施15日前	同 上
6	月 間 工 事 状 況 報 告 書	1	月 毎10日以内	工事進捗表、写真、日報等
7	打 合 せ 議 事 録	1	打合せ後 3日以内	
8	材料及び機器等試験報告書	1	試験後10日以内	
9	出荷証明書および納品書	1	納入後速やかに	
10	工 事 記 録 写 真	1	監督員の指示	各工種毎 (別表 1 参照)
11	保 証 書	1	完成時	
12	工 事 完 成 写 真	1	完成時	
13	引 渡 し リ ス ト	1	完成時	鍵、取扱説明書等
14	官 公 署 届 出 書 類 控	1	完成時	
15	完 成 図	1	完成後14日以内	CD-R共 (別表 3、 7 参照)
16	グ リ ー ン 購 入 実 績 表	1	完成時	グリーン購入法対象機器を使用した場合 (自由書式：別表 8 参照)
17	建築副産物処理承認申請書	各 2	計画時	産業廃棄物が発生した場合に 提出
	再生資源利用(促進)計画書			
	コブリス・プラス 工事登録証明書(計画)			
	産業廃棄物処理委託契約書の写し		計画時・完成時	
	産業廃棄物運搬・処分業許可証の写し			
	建 築 副 産 物 処 理 調 書		完成時	
	再生資源利用(促進)実施書			
	コブリス・プラス 工事登録証明書(実施)			
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し			
18	受注時工事カルテ受領書の写し	1	契約後10日以内	500万以上の工事のみ提出
19	完成時工事カルテ受領書の写し	1	完成後10日以内	500万以上の工事のみ提出
20	建設業退職金共済証紙 購入状況報告書の写し	1	竣工1ヶ月前まで	1000万以上の工事のみ提出
21	検 査 等 依 頼 書	1	実施7日前	別表 9 参照
22	そ の 他	監督員の指示による		

完成図書の提出について

- | | | |
|---------------------|-------|----|
| (1) 金文字入り黒表紙完成図書 | (A4版) | 1部 |
| (2) 観音開き黒文字入り表紙付完成図 | (原寸版) | 1部 |

完成図書製本内容

- 1) 目次
- 2) 完成図
《完成図》
- 3) 施工図・製作図
《施工図》《機器図》《計算書》
- 4) 試験成績表
《機材関係資料》《試験関係資料》
- 5) 各申請書写し
《官公署届出書》
- 6) 引渡し関係
《保全に関する資料》
- 7) 産業廃棄物処理関係書類
《発生材関係資料》

※注1 製本内容に関しては、担当と打ち合わせること。また、各項《》内は別表7における電子データ格納内容を示す。

表 紙		背 表 紙
令和〇〇年度 工 事 名 注2 注3 受注者名	完成年度 	令和 〇〇 年 度 工 事 名 受 注 者 名

表現方法

※ 〇〇は算用数字とする。

※ 注2の表記
 (1)の場合 完成図書
 (2)の場合 完成図

※ 注3の表記
 工期 令和〇〇年〇〇月
 令和〇〇年〇〇月

ケーブル行先表示板の規格について

ハンドホール、パイプシャフト内等の行先表示板

1. 表示する内容は { 配線名称
敷設年月 とし、プレート色を
行先・種別 } { 白色－電灯
赤色－動力
黄色－弱電
橙色－高圧 } とする。

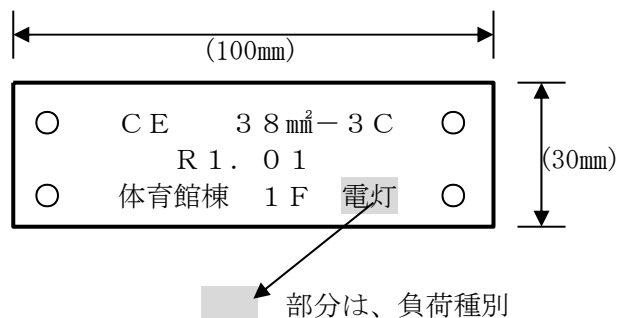
2. プレートの材質はアクリル（厚 2.0mm）とする。

3. 文字は、黒色でエッチング仕上げとする。

4. 結束は、ポリエチレンロープ又は耐候性ナイロンバンドで2箇所止めとする。

5. 表記は以下による。

★低圧・弱電管路部分表示例

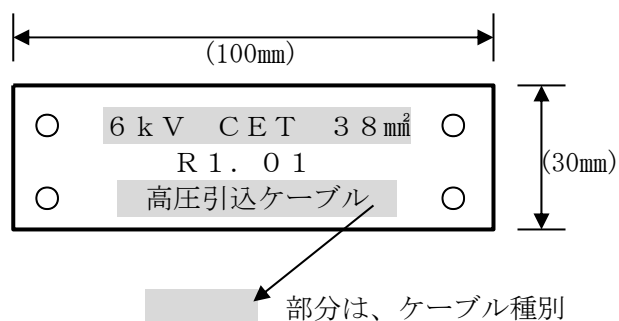


負荷種別

電灯 ……電灯
動力 ……動力
イン ……インターホン
放送 ……放送
高架 ……高架水槽電極
受水 ……受水槽電極
火知 ……自動火災報知
LAN ……LAN

※その他は打合せによる。

★高圧管路部分表示例



配線名称（例）

6 k V C E T ○ ○ ○ mm²
C E E - S ○ ○ mm² - □ C

負荷種別

高圧引込ケーブル
SOG電源ケーブル
SOG制御ケーブル

※エコケーブルの表記については、前置記号「EM-」を省略可とする。

盤 内 銘 板 等 に つ い て

1. 動力制御盤・電灯分電盤・開閉器盤・端子盤類の扉裏面には、下記の銘板を設置する。

①工事名

②盤設置年月

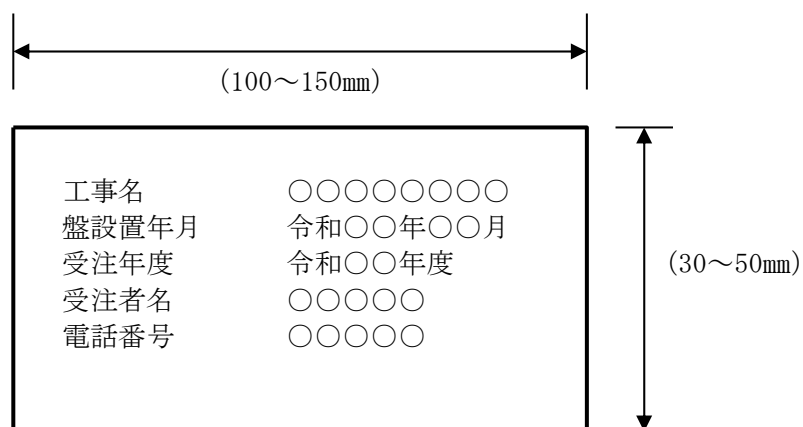
③受注年度

注. 年度は、完成年度とする。

④受注者名

⑤受注者電話番号

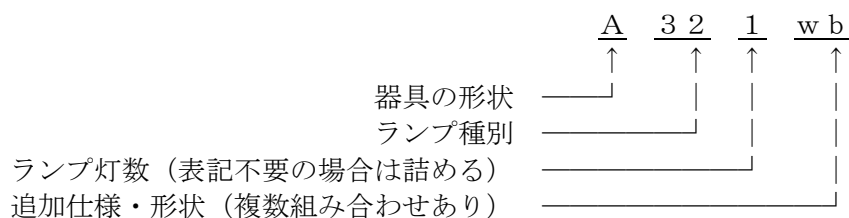
※プレートの材質はアクリル（厚 2.0mm）とする。



2. 施工した盤内の配線には線名札をつけ、行先、完成年月を明記する。
3. 施工した盤内の機器には設置完成年月を明記する。
4. 施工後未使用となった既設配線には線名札をつけ、未使用と明記し、未使用となった年度を明記する。

設 計 図 書 内 照 明 器 具 記 号 について

標準記号は以下のとおりとし、詳細仕様等は図面特記または内訳書摘要欄による。



前置記号（器具の形状）

記号	器具の形状	公共施設型番	備 考
A	逆富士形	LSS9, LSS10	
B	反射笠形		
C	笠なし（トラフ）	LSS1	
D	黒板灯	LSR12	
E	埋込形	LRS**	
F	直付形	LSS**	
G	スポットライト		
H	流し元灯		
I	丸形直付天井灯		
J	赤色灯		
K	防犯灯（壁付形）	LBF2	
L	標識灯		旧FPL1, IPL2
M	殺菌灯		
N	避難口誘導灯	SH1	電源内蔵型
O	ダウンライト	LRS1, 2	
P	通路誘導灯	ST1	電源内蔵型
Q	階段壁面灯	K1, LDS1	
R	屋外ポール灯（基礎共）	LST1, 2, 3, 4	
S	高天井用照明器具	LSR1, 2, 3	
T	屋外照明用投光器	LPJ1	
U	-----		
V	ブラケット	LBF3	
W	-----		
X	電撃殺虫灯		
Y	-----		
Z	-----		

灯具数字（ランプ種別・灯数）

ランプ	形	大きさ(定格)	灯数 表記	標準 /特記	備 考
蛍光管	FHF	16/32/86	要	標準	
	FHP	32/45	要	特記	
	FHT	24/32/42	不要	特記	
	FLR	40/110	要	特記	既設のみ
	FL	10/15/20	要	特記	
ミニハロゲン	JE	9/13/30	不要	標準	非常照明用
ミニ電球	(W)	40	不要	特記	非常照明用。
H I D	(W)	70～1000	不要	特記	ランプ種別も特記
L E D	ベースライト	20/40/110	要	標準	灯具A～F, Q適用
	直管形	20/40/110	要	特記	灯具A～F, Q, V適用
	丸・角形	40/60/24/32/42	不要	特記	灯具G, I, J, O, S, T適用
	集合モジュール	35/70～1000	不要	特記	灯具G, I, J, O, S, T適用
	直列モジュール	10/20/32/40/100	不要	特記	灯具K, V適用
	(誘導灯)	10/15/20/40	不要	標準	大きさはC/BL/BH/Aに対応

※L E Dの定格は、旧来の蛍光管、白熱灯、H I D灯の定格相当を示す。

後置記号（追加仕様・形状）

記号	種 類
b	非常照明(バッテリー内蔵)
w	防水形
s	ステンレス製
g	ガード付
c	ルーバ・カバー付
e	明るさセンサ・自動点滅器付
k	片面形
r	両面形
u	埋込形
j	直付形(壁)
t	天井直付形
p	パイプ吊
a	音声付
f	点滅式
z	その他(特記)

記述例

- A 4 0 2 → 逆富士形L E D (ベースライト形) 4 0形2灯相当
 A 3 2 1 w b → 逆富士形H f 3 2形1灯防水バッテリー内蔵
 B 2 0 1 s w → 反射笠形F L 2 0形1灯防水ステンレス (特記が「蛍光灯」の場合)
 E 4 0 2 c → 埋込形L E D (ベースライト形) 4 0形2灯相当ルーバ付
 " → 埋込形L E D (直管形) 4 0形2灯ルーバ付
 (特記が「直管形L E D灯」の場合)
 O 6 0 → 埋込形(ダウンライト) L E D丸(角)形6 0形相当
 (特記が「丸(角)形L E D灯」の場合)
 O 1 3 b → 埋込形白熱灯(ミニハロゲン) 1 3 W非常照明
 N 2 0 r p → 非難口誘導灯B H両面形パイプ吊り
 K 2 0 e → 防犯灯L E D (直列モジュール形) 2 0形相当自動点滅器付
 (特記が「直列モジュール形L E D灯」の場合)
 V 3 2 1 w g → ブラケットH f 3 2形1灯防水ガード付

工事関係書類用データ CD格納時基本フォルダ構成

フォルダ名称			CALS相当フォルダ [*] (参考)	《格納内容》 格納データ(主なもの)	備 考
	(サブフォルダ [*])				
100契約	110契約関係		OTHRs	《契約関係書類》 工事請負(変更)契約書(写)、 契約工程表、 現場代理人等(変更)通知書	
100契約	120実績情報		OTHRs	《実績情報》 工事実績登録(コンス)内容、 受領書(写)	
100契約	130工事中断		OTHRs	《工事中断》 状況調査報告書、理由書	
100契約	140工期変更		OTHRs	《工期変更》 変更工程表、変更理由書、 工期算出根拠	
200設計	210原設計書		DRAWINGS	《原設計書》 工事設計書、設計図面、 共通仕様書、特記仕様書、 施工条件明示、 入札時質疑回答書	
200設計	220設計変更		DRAWINGS	《設計変更》 変更設計書、変更図面	
300施工	310施工計画	311施工計画書	PLAN	《施工計画書》 施工計画書、施工体制図、 施工要領、下請業者選定通知書、 産廃計画、 安全管理計画	施工前決裁 済みと同等
300施工	310施工計画	312実施工程	SCHEDULE	《実施工程表》 全体工程表(実績入り)、 月間工程表、週間工程表、 タイムスケジュール	
300施工	320工事打合せ簿		MEET	《工事打合せ簿》 工事打合せ簿、議事録	
300施工	330機材関係		MATERIAL	《機材関係資料》 試験成績書(機材検査に伴うもの)、 品質証明書、出荷証明書、 納品伝票	
300施工	340施工試験		PROCESS	《試験関係資料》 試験成績書(施工検査に伴うもの)、 試験機器校正記録	
300施工	350発生材関係		SALVAGE	《発生材関係資料》 発生材調書、 処理報告書(マニフェスト写)、 メーカー引取証明書	
300施工	360図面	361完成図	DRAWINGF	《完成図》 完成図、竣工図	
300施工	360図面	362施工図	K_BOOK¥B_INST	《施工図》 施工図	
300施工	360図面	363機器図	K_BOOK¥B_DEVICE	《機器図》 機器仕様書、製作図	
300施工	370計算書		K_BOOK¥B_CHECK	《計算書》 各種計算書	

工事関係書類用データ CD格納時基本フォルダ構成

フォルダ名称			CALS相当フォルダ [*]	《格納内容》 格納データ(主なもの)	備 考
	(サブフォルダ)		(参考)		
300施工	380施工管理	381出来形	K_BOOK¥B_EXAM またはPROCESS	《施工管理記録書》 月報(出来形管理表)、日報	
300施工	380施工管理	382安全管理	PROCESS	《安全管理記録書》 KY活動記録、入構教育記録、 安全パトロール記録	
300施工	380施工管理	383事故対応	PROCESS	《事故・苦情関係資料》 事故報告書、苦情対応記録	
300施工	390検査関係		INSPECT	《検査関係資料》 材料検査記録、竣工検査記録、 工事検査記録(監督職員検査、 課内検査、完了検査)	
400保全	410取扱説明書		K_BOOK¥B_MANUAL	《取扱説明書》 取扱説明書、手順書、 グリーン購入実績表、 問い合わせ先一覧	製本は別冊 (引渡し用)
400保全	420引渡し		MAINT	《保全に関する資料》 保全に関する説明書、 予備品等引渡し簿(リスト)、 メーカー保証書	
400保全	430官公署届		MAINT	《官公署届出書》 官公署届出書類一覧、 届出書類副本(写)	原本は別冊
500その他	510文化財埋蔵物		OTHRs	《文化財その他埋蔵物》 状況調査報告書	
500その他	520その他		OTHRs	《その他資料》 近隣説明資料(ビラ、張り紙等)	
600写真	610施工写真		PHOTO	《施工写真》 工事記録写真	まとめて別冊 とする
600写真	620完成写真		PHOTO	《完成写真》 完成写真(全景)	まとめて別冊 とする

1.当フォルダ構成は電子納品(CALS)の構成を参考としているが、格納データは電子納品としては扱わないものとする。

完成図書及び工事検査用書類の原本は紙ベースとし、格納データは基の電子データ(文書、表、CAD)とする。

電子データにて作成していないものについてはスキャナによる取り込み画像とする。

2.基本フォルダ構成、名称は原則固定とし、上記以外の下層フォルダは極力追加しない。

また、格納時に該当するデータがないフォルダについては削除可とするが、フォルダ番号は詰めない。

3.フォルダ名称については、英数は半角文字とする。

グリーン購入実績表（参考）

No.	分 類	品 目	摘 要 ・ 型 番	確 認 方 法
例	11.照明	LED 照明器具	型番	カタログ 機器承認図 等
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※分類、品目については「市川市役所調達方針（最新版）」参照とする。

※確認方法に用いた資料を添付すること。

検査等依頼書

令和 年 月 日

市川市長 様

住所
受注者
氏名

1. 工 事 名
2. 工 事 場 所
3. 工 期 着 工 令和 年 月 日
 完 成 令和 年 月 日

下記について 確 認 ・ 立 会 検 査 されたく提出します。

工種・項目	
検査場所	
希望日時	令和 年 月 日 時より

※設計監理課 使 用 欄	実 施 日 時	
	立 会 員	
	連 絡 事 項	

※別紙に検査要領書等資料を添付すること。
※検査等の完了後、遅滞なく報告書を提出すること。